

銚子労基署たより

令和6年10月1日発行
銚子労働基準監督署

千葉県最低賃金が改定されました

～ R6.10.1 から時間額 1,076 円に ～

(1) 銚子監督署管内における労働災害発生状況

令和6年（8月末日現在）における銚子監督署管内（銚子市・旭市・匝瑳市・東庄町）の休業4日以上労働災害の発生状況（新型コロナウイルス感染を除く。）は、111件と前年同期比+2件（+1.8%）の状況となっております。中でも、高年齢労働者の転倒災害が多発しています。

第14次労働災害防止計画では、「死傷災害について、2021年までの増加傾向に歯止めをかけ、死傷者数については、2022年（※銚子署管内172件発生）と比較して2027年までに減少に転じさせること」を目標としております。なお、計画初年度であった昨年は、残念ながら、2022年と比較して死傷災害が増加（+10件）しております。

事業場の皆様におかれましては、引き続き、「エイジフレンドリーガイドライン」をご活用いただき、高年齢労働者の労働災害防止対策をはじめ、労働災害の防止に向けた取組を積極的に進めていただきますようお願いいたします。

エイジフレンドリーガイドライン ⇒



(2) 千葉県最低賃金が改定(R6.10.1～)されました

① 改定内容

- 千葉県内の事業場で働くすべての労働者（パート、アルバイト等を含む）とその使用者に適用される「千葉県最低賃金」（地域別最低賃金）が改定されました。
- 使用者は、この額より低い賃金で労働者を使用することはできません。仮に、この額より低い賃金を定めていても、法律により無効とされ、最低賃金と同額の定めをしたものとみなされます。
- 賃金を最低賃金額と比較するに当たっては、確認したい賃金を時間額に換算して比較します。その際、①精皆勤手当、通勤手当、家族手当、②時間外労働、休日労働、深夜労働に対して支払われる賃金（割増賃金など）、③臨時に支払われる賃金（結婚手当など）、④1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）は算入しません。



② 助成金等について

最低賃金引上げの支援策として「**業務改善助成金**」、「**キャリアアップ助成金**」があります。

※業務改善助成金

照会先：業務改善助成金コールセンター

電話：0120-366-440



※キャリアアップ助成金

照会先：千葉労働局対策課分室

電話：043-441-5678



令和6年度業務改善助成金のご案内

業務改善助成金とは？

申請期限：令和6年12月27日
(事業完了期限：令和7年1月31日)

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金の引き上げ計画



設備投資等の計画
機械設備導入、コンサルティング、人材育成・教育訓練など



業務改善助成金を支給
(最大600万円)

※ 事業場内最低賃金の引き上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、交付決定後に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

対象事業者・申請の単位

- ・ 中小企業・小規模事業者であること
- ・ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと



➡ 以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引き上げ計画と設備投資等の計画を立て、(工場や事務所などの労働者がいる) **事業場ごとに申請**いただきます。

対象となる設備投資など

助成対象事業場における、**生産性向上に資する設備投資等**が助成の対象となります。
また、一部の事業者については、**助成対象となる経費が拡充**されます。

経費区分	対象経費の例
機器・設備の導入	・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	顧客管理情報のシステム化

助成対象経費の具体例について、詳しくは、リーフレット中面（生産性向上のヒント集）をご覧ください。

- 「千葉働き方改革推進支援センター」では、業務改善助成金の申請や労務管理等の相談に総合的に対応する支援を行っています。相談は無料ですので、御利用ください。
(照会先：千葉働き方改革推進支援センター 電話：0120-174-864)

千葉働き方改革推進支援センター

働き方改革に関する様々な課題に対応するワンストップ相談窓口として、社労士等の専門家が、中小企業事業主の方からの労務管理上の相談に応じています。

相談無料、秘密厳守です。

こんなことで悩んでいませんか？ぜひお気軽にご相談ください。

- 残業を減らしたい
- 36協定の作り方を知りたい
- 非正規雇用労働者の待遇を改善したい
- 同一労働同一賃金への対応はどうか
- 就業規則を見直したい
- 最賃が上がっているが、どう対応したらよいか
- 従業員が定着せず、人手不足で困っている
- テレワークへの対応はどうか
- 助成金を利用したいが、使い方が分からない